

9. 麻薬年間報告（年報）（法第47条、第48条、第49条）

麻薬小売業者、麻薬管理者（管理者のいない麻薬診療施設では、麻薬施用者）及び麻薬研究者は、毎年11月30日までに麻薬の受払数量を知事に届け出なければなりません。

(1) 届出事項

- ア 前年の10月1日に麻薬診療施設の開設者等が所有していた麻薬
- イ 前年の10月1日からその年の9月30日までの間に麻薬診療施設の開設者等が譲り受けた麻薬
- ウ 同期間内に施用又は施用のために交付したり、許可を受けて譲渡又は麻薬廃棄届により廃棄した麻薬
- エ その年の9月30日現在に麻薬診療施設の開設者等が所有している麻薬

の品名、数量

(2) この報告書を提出するときは、必ず9月30日現在の麻薬の在庫品を確認し、麻薬帳簿の数量と合致しているかどうか確かめてください。バラ錠については瓶から出して数量を確認し、開封済みの散剤についても全量を秤量する等、確実に残量を確認してください。また、前年の期末在庫と作成時の期初在庫が一致していることを必ず確認してください。

(3) 記載上の注意事項

- 1 「品名」欄の記載は、〇〇末、〇〇散、〇〇注射液、〇〇錠等ははっきりと記載すること。塩酸モルヒネ注射液、オピスタン注射液等にあつては、その力価（例えば、塩酸モルヒネ注射液の場合は10mg、50mg）も併せて記載し、それぞれ別行に記載すること。原末及び倍散についても、それぞれ別行に記載すること。
- 2 「単位」欄の記載は、末・散「g」、水溶液「ml」、アンプル注射液「A」、錠剤「T」、坐剤「個」、バイアル「Vまたはml」と記載すること。
- 3 「期初在庫」欄の記載は、前年の10月1日に保有していた麻薬全量を記載すること。

ただし、やむを得ず期を越して保有した「患者等から返却されたが再利用しない麻薬」を期間内に調剤済麻薬廃棄届により廃棄した数量はこれに含めないこと。

※ やむを得ず期を越して保有する場合であり、原則としてこのような（使用できない不要な）麻薬は長期間所有するべきではないことから、すみやかに（遅くとも毎期末（9月30日）まで）に廃棄のうえ、調剤済麻薬廃棄届を提出することが望ましい。

なお、この数量は、前年の報告書の期末在庫欄の数量と一致していること。

- 4 「受入数量」欄は、前年の10月1日からその年の9月30日までの間に麻薬卸売業者等から譲り受けた数量を記載すること。

なお、入院患者等から譲り受け、再利用する場合の麻薬の数量については、（ ）書きで別掲（内数）とすること。

※ 患者等から返却され、調剤済麻薬廃棄届により廃棄した麻薬は計上不要

また、麻薬小売業者間譲渡許可に基づき譲受した麻薬については、「備考」欄にその数量、年月

日を記載すること。

- 5 「払出数量」欄は、前年の10月1日からその年の9月30日までの間に払い出した数量（交付、施用、譲渡、廃棄、事故等によるもの）を記載すること。

※ 患者等から返却され、調剤済麻薬廃棄届により廃棄した麻薬は計上不要

- 6 「期末在庫」欄は、その年の9月30日現在をもって必ず現品を確認し、実際に保有する数量を記載すること（使用中の散剤は秤量すること）。

ただし、やむを得ず期を越して保有した「患者等から返却されたが再利用しない麻薬」があった場合は、これに加えず、「備考」欄に「廃棄予定の調剤済麻薬」としてその数量を記載すること。

なお、粉末等の目切れ、あるいはアヘンチンキ等の自然揮散による誤差が生じている場合は、その旨及び数量を「備考」欄に記載するとともに、帳簿も同様に記載し、後日、地域県民局地域健康福祉部保健総室の担当職員の検査の際に確認を受けること。

- 7 東北厚生局長の許可を受けて譲受又は譲渡した麻薬、麻薬廃棄届により廃棄した麻薬及び事故の届出をした麻薬がある場合は、「備考欄」にその数量、年月日および届出年月日等を記載すること。
- 8 原末から予製剤を調製した場合は、原末と予製剤を別行に記載し、原末の「払出数量」欄には予製剤に使用した原末数量を含めて記載し、備考欄には予製した旨記載すること。また、予製剤の「受入数量」欄には予製した全量を記載すること。

(5) 記載例（40～42頁）参照のこと。

※バイアル製剤をml単位で管理している場合は、年間報告もml単位で報告すること。